

スポエール沖縄バナー広告掲載約款

第1条（バナー広告の定義）

有限会社ウイングインフィニティシステム（以下「W I S」）が運営・管理するバナー広告の配信とは、広告主又は広告取扱代理店（以下、「申込者」といいます。）がW I Sに対し申し込み掲載委託をしたインターネットバナー広告をW I Sの保有するウェブサイト（スポエール沖縄）において、配信することをW I Sが保証することを示します。

第2条（バナー広告掲載及び掲載期間）

（1） 申込者は、広告の申込時において、W I Sがあらかじめ定めた広告掲載期間のみを保証するものであり、広告露出数、クリック数、成果報酬を保証するものではありません。

（2） 広告掲載期間は1年単位で、掲載開始日は申込開始月の1日とし、掲載終了日は申込終了月の末日とします。但し、詳細についてはW I Sにご相談ください。

ご希望の掲載枠が埋まっている場合はご容赦ください。ご希望枠への掲載はW I Sにご相談ください。

第3条（広告掲載契約の成立）

（1） 申込者は、W I Sの定めるバナー広告申込書（以下、「掲載申込」といいます。）を提出したときに、本棄却に同意の上、W I Sに広告の掲載を申し込んだものとしします。

（2） 広告掲載契約の成立は、W I Sが申込者による広告の掲載申込みに対し承諾の意思表示を行い広告掲載料金の入金を確認したことをもって成立するものとしします。なお、広告掲載契約履行上の詳細事項については、必要に応じてその都度W I S及び申込者協議の上、決定するものとしします。

（3） 契約成立後、バナー広告掲載期間中において申込者側の理由により掲載を中止するケースが発生した場合、掲載料の返金は致しません。

第4条（広告の規格及び広告掲載料金）

広告の規格及び広告掲載料金については、「スポエール沖縄バナー広告募集」に定めるとおりとしします。

広告期間内でのバナーの差替えは可能としします。広告に必要なバナーはご入稿ください。

W I Sが指定する制作会社にバナー制作を依頼する場合は、別途支払い手続きが必要となります。

第5条（広告の申込及び広告原稿の入稿方法）

広告の申込は、希望月前月の3週間前までに、W I Sへご連絡ください。

広告の原稿の入稿方法は、電子メールにデータを添付し、送付するものとしします。入稿期限は掲載開始希望日の5営業日前までとしします。但し、W I Sが特に認めた場合にはこの限りではありません。

第6条（広告掲載基準）

広告枠に掲載する広告の内容及びリンク先の内容が以下に該当すると判断される場合、当該広告の掲載を拒否できるものとしします。

1. 責任の所在、内容およびその目的が不明確なもの
2. 内容に虚偽や不当・誇大表示があり、誤認・錯誤されるおそれのあるもの
3. 法律、政令、省令、条例その他規則、行政指導などに違反するもの。またその恐れのあるもの
4. 暴力、賭博、麻薬、売春等の犯罪を肯定・美化するもの
5. 公序良俗に反する表現と判断されるもの
6. 誹謗中傷、名誉毀損、またはプライバシーの侵害にあたるもの
7. 他人の商標、著作物等を許可無く利用したもの
8. 広告の内容とリンク先の内容が著しく異なるもの
9. W I Sもしくは媒体の品位を損なうと判断されるもの
10. その他、W I Sが不適切と判断したもの

第7条（広告主の責務）

(1) 申込者は、広告の内容、デザイン、リンク先のWEBページ、その他（以下、「広告の内容等」といいます。）、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。

(2) 申込者は、掲載された広告が第三者の権利を侵害するものでないこと及び掲載された広告に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることをW I Sに対して保証するものとします。

著作権料等が発生する場合は広告主の負担とします。

第8条（免責）

(1) W I Sは停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生などW I Sの責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、その責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。

(2) 広告の配信中に当該広告からのリンク自体が無効であったり、リンク先のサイトに不具合が発生した場合、W I Sは当該広告の配信を停止することができるものとし、この場合、W I Sは広告不掲載の責を負わないものとします。

(3) W I Sは申込者が第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。

(4) W I Sは「利用者」が申込者を通じて得る情報などについて、その完全性・正確性・確実性・有用性など、いかなる保証も行わないものとします。

(5) W I Sは「利用者」が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとします。

(6) 運行障害や運行障害が発生する恐れのある事象が生じ、広告掲載サイトへのアクセス過多な状況となった場合には、トップページを変更する等の対策を講じる期間があります。その際に、その期間はW I Sがあらかじめ定めた広告掲載期間に算入しないこととし、W I Sは広告不掲載の責を負わないこととします。

第9条（支払方法）

申込者はW I Sに対し、契約期間にかかる広告掲載料金全額を掲載開始 5 営業日前までにW I Sの指定する金融機関の口座に振込みにて支払うものとします。

第10条（秘密保持）

W I Sは、申込者から開示された営業上・技術上の情報を広告の配信の遂行目的以外に自己又は第三者のために使用しないとともに、第三者に対し故なく開示・漏洩しないものとします。

第11条（契約解除）

本約款第6条の定める申込者の保証に反する内容の広告であると判断した場合には、W I Sは直ちに広告の掲載を停止します。

第12条（協議）

本約款に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、W I Sと申込者との間で協議した上、誠意を持って解決・決定することとします。協議により解決できない問題については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第13条（約款の変更）

W I Sはいつでもこの広告掲載約款の各条項を変更することができるものとします。但し、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申し込まれた日における契約条項が適用されるものとします。

附則

この約款は、2020年7月1日から施行する。